４－７　集合住宅用充電設備

（１）設備の要件

①　集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和４年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

ア　急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ　普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ　蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が５０ｋW以上の急速充電設備で充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ　充電用コンセント

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に附属する充電ケーブルを接続する２００Ｖ対応の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車専用のプラグの差込口をいう。

オ　充電用コンセントスタンド

エを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

②　既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。

③　住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

※補助対象設備を設置するマンションが市内にあれば、その管理者等（申請者）は市外であってもかまいません。

（２）必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 （第１号様式）	記入例（７８ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 （第１号様式別紙１）	記入例（８８ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の写し	**【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】** ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（１点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（２点以上） 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね３か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち２点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書　※法人のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（概ね６か月以内のもの）
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	**総会の議事録等**の写し ※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び交付決定書類の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した全ての書類。 また、国から送付された交付決定に係る書類をご提出ください。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した全ての書類。

<table>
<tr><td>国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターからの申請の額の確定書類の写し</td><td>※国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ<u>変更の申請をしている場合のみ提出</u>。</td></tr>
<tr><td>契約書又は注文書・注文請書の写し</td><td>契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。
※「充電設備」のみの記載は不可
（例）
<table>
<tr><td>工事請負契約書

工事名：充電設備設置工事
工事場所：松戸市□□□□
③ 工事着工日：　年　月　日　工事完了日：　年　月　日

<table>
<tr><th>内容（製品名等）</th><th>型式</th><th>数量</th><th>① 価格</th></tr>
<tr><td>② 充電設備</td><td>ABC-1234</td><td>1</td><td>¥1,000,000</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工事費</td><td>－</td><td>1</td><td>¥500,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">小計</td><td>¥1,500,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">消費税及び地方消費税</td><td>150,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>¥1,650,000</td></tr>
</table>

発注者：〇〇　〇〇

受注者：△△△△会社</td></tr>
</table>
・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）の本体購入費等の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。</td></tr>
</table>

	・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について 契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に**①契約（注文）金額と一致**、**②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書き**が記載されているもの。 （例） 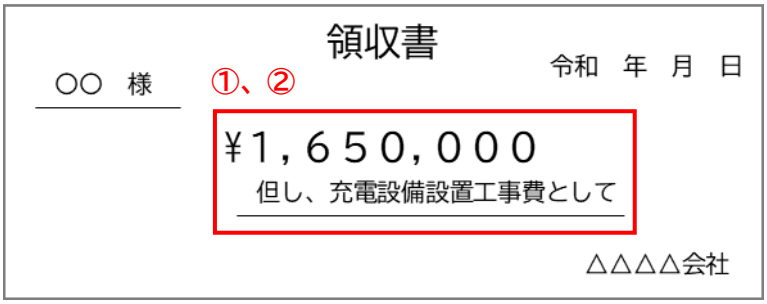 **【複数回支払いしている場合】** その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 **【クレジットやローン等での支払い場合】** 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 **【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】** 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加

	提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 **【領収書の発行がない場合】** **領収証明書**の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	平面図に集合住宅の形、敷地、設置した全ての設備を記載ください。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	設置した全ての充電設備の**全景及び銘板**が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか１点）	**メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）**等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
マンション等であることを証する書類（いずれか１点）	**・建築確認通知書の写し** **・建築基準法第６条の規定による確認済証の写し** **・賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し** **・記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し** ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。
案内板と周囲の景観が確認できる写真 **【集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合】**	マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされていること。 案内板の内寸は写真から概ね４００mm×４００mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）となっていること。
請求書 （第４号様式）	原本提出（押印必須） 請求者及び口座名義は申請者と同一であること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 （第１号様式）	記入例（８０ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 （第１号様式別紙１）	記入例（８８ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の写し	**① 申請書上段のリース事業者** 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち２点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 **② 申請書下段のリース先** **【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】** ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（１点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（２点以上） 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね３か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち２点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書　※法人のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（概ね６か月以内のもの）
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	**総会の議事録等**の写し ※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び交付決定書類の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した全ての書類。 また、国から送付された交付決定に係る書類をご提出ください。

国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した全ての書類。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターからの申請の額の確定書類の写し	※国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ提出。
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	**①　設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し** リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる**領収書等**を提出してください。 **【複数回支払いしている場合】** その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 **【クレジットやローン等での支払い場合】** 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 **【領収書の発行がない場合】** **領収証明書**の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 **②　リース契約書の写し** リース契約書に**①経費の明細**、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている**②型番及び設置数**、**③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日**が記載されているもの。 ※「充電設備」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

	・工事期間について 　リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。 　ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 　なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	平面図に集合住宅の形、敷地、設置した全ての設備を記載ください。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	設置した全ての充電設備の**全景及び銘板**が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか１点）	**メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）**等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
マンション等であることを証する書類（いずれか１点）	**・建築確認通知書の写し** **・建築基準法第６条の規定による確認済証の写し** **・賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し** **・記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し** ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。

案内板と周囲の景観が確認できる写真 **【集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合】**	マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされていること。 案内板の内寸は写真から概ね４００mm×４００mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）となっていること。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第１号別紙２)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。
請求書 （第４号様式）	原本提出（押印必須） 請求者は共同申請者とし、口座名義はリース事業者とすること。